# D. ヒュームの租税・公債論と社会秩序論の展開

# 川脇慎也

### I はじめに

ヒューム (David Hume, 1711-1776) は、『政治論集』において「文明社会」発展の論理を打ち出した. 他方で、ヒュームは、債務が累積していたブリテンが国家の崩壊に至る可能性を憂慮した. というのは、ブリテンは、名誉革命から『政治論集』初版が出版される 1752 年までの間に、アウグスブルグ同盟戦争(1688-97)、スペイン継承戦争(1702-13)、オーストリア継承戦争(1740-48)に参戦し、それらの戦費を調達するために公債額は増加の一途をたどり、財政再建が緊急の課題であったからである。まず、ヒュームの公債論あるいは国家破産に関する先行研究を簡単に概観し、本稿が取り組む問題を明確化しよう。

ポーコックは、ヒュームのアメリカ独立問題の取り扱いを論じ、「哲学者」ではなく「時事評論家、歴史家、および政治理論家」としてのヒュームの態度をあぶり出そうとした、ポーコックが指摘するように、ヒュームは、王権の官職授与権を利用して議会における支持基盤の強化・拡大を図ったウォルポールの手法を容認していた(Hume [1777] 1985, 42-53/訳 34-39; Pocock 1985, 131-32/訳 246-48)、ウォルポールは、議会を掌握することで起債を容易にし、投資家階級を引受先とすることで彼らの支持を取り付け、政権をいっそう盤石のものとしていた、ポーコックは、一方でヒュームが社会経済

の発展を展望しながらも、他方で社会経済の発展を可能にしたブリテンの国制そのものが、社会秩序を脅かす公債累積の原因であると認識していたことを明確化した.

こうした国内政治問題と並んで国家債務が増 大したもう一つの原因は、ヨーロッパにおける 戦費を公債で賄ったことにあった. ホントは. この歴史的事実を重視した.彼は、公債の累積 と国家破産に対するヒュームの危惧を国際的な 緊張関係の中で把握しようとしたのである。既 述の3つの戦争において、ブリテンはヨーロッ パにおける勢力均衡を保つために、フランスお よびスペインのブルボン王家と戦った。なぜな ら、ブリテンはフランスが「世界君主」として ヨーロッパの覇権を握り、ヨーロッパの自由が 脅かされることを恐れたからであった(Hont 2005, 333 / 訳 243-45). ホントは、ポーコック の公債累積に対する国制論の立場からの指摘を 評価しながらも、 国家破産に対するヒュームの 危惧が根本的には不安定な国際情勢に基づくこ とを明らかにした.

ポーコックとホントは、ヒュームが危惧した 公債累積による国家破産の問題に対して、「歴 史家、時論家」としてのヒュームに即して接近 した、その点では、この問題と『人間本性論』 においてヒュームが強調した正義論との関係に ついては、議論の後景に退いていると思われる。 ヒュームにおける国家破産の問題についての詳 しい論考は第 III 節に譲るが、国家破産は、法 の支配によって社会秩序を守る統治組織の崩壊を意味する。すなわち、この問題は「正義と統治」をめぐるヒュームの議論と密接に関係するのである。

森は、この新しい重要な視角から、国家破産の問題を、すぐれてヒュームの原典に忠実に、改めて取り上げた(森 2010). 森は、国家破産を中心とした現実の諸問題のヒュームによる解明を、『人間本性論』などで明らかにされた「正義と統治」に関するヒュームの議論を基礎にして再解釈しようとした. 森は、いわば「哲学者」ヒュームによって「歴史家」、「時論家」ヒュームを理解し直そうとしたのである。

この森の研究には学ぶべき点が多々あり、本 稿も大いに学んでいるが、と同時に次のような 問題が残されていないであろうか. つまり、「正 義と統治」の原理を基にブリテンの現実を解明 しようとしたヒュームは、何故そのようなこと を企図したのかという問題である。 さらに、こ の問題を遂行する過程でヒュームは、 国家破産 の可能性の問題を含めてどのような問題を発見 し、この問題を「正義と統治」の原理に照らし てどのように解決しようとしたのかという点も 俎上にのせられるべきであろう. 本稿は、従来 あまり注目されてこなかったウォルポール内閣 が退陣した1742年から『政治論集』初版が出 版された 1752 年までの間の党争にも留意しつ つ. これらの問題に取り組む. さらに言えば. なぜヒュームが. 『政治論集』において租税・ 公債論を論じなければならなかったかについ て、『人間本性論』との関連で明らかにし、そ のことを通じて「哲学者」ヒュームと「歴史家」、 「時論家」ヒュームとの関連を問い直したい.

# II 1742-52年における「党争」 と「勢力均衡」政策

ヒュームは論説「勢力均衡について」において,公債の累積は,アウグスブルグ同盟戦争からオーストリア継承戦争までの間にブリテンが

とった「勢力均衡」政策に起因すると指摘している。公債の問題それ自体は、論説「公債について」で取り上げられる。「勢力均衡について」においては、まず古代における「勢力均衡」政策の原因とその帰結が特徴づけられ、続いて名誉革命以降のブリテンにおける「勢力均衡」政策の誤り、その原因および予想されうる帰結が論じられる。

ヒュームによれば、古代の「勢力均衡」政策 は、主として3つの動機に基づく、アテナイの ように征服者への「嫉妬深い競争心」に基づく 場合、ペルシア王のように自国のみの防衛上の 観点に基づく場合. シラクサ王のように同盟国 と自国相互の利益を考慮した慎慮に基づく場合 が、それである、重要な点は、古代における「勢 力均衡」政策は、いかなる動機によるものであっ ても、その帰結は「同じ」であるとヒュームが 指摘している点である. その帰結とは、敵対的 な同盟に行き着くということである(Hume 1752, 102-03 / 訳 96-97). ヒュームは、これに よって「対外政策」における「一般的な成り行 き」を示しているように思われる。そうだとす れば、次の問題が生ずる. すなわち、ギリシア 史とローマ史に基づいて指摘された「一般的な 成り行き」は、ヒュームが「現在」と呼ぶ18 世紀の「勢力均衡」政策に妥当するのかという 問題が、それである.

ヒュームは、古代の「勢力均衡」政策を上のように論じた後に、ブリテンにおける名誉革命以降の「勢力均衡」政策を次のように特徴付ける。ブリテンの「勢力均衡」政策は、アウグスブルグ同盟戦争からオーストリア継承戦争までの間ヨーロッパの均衡を維持し、特定の一国による支配を妨げる「称賛すべき過剰な熱意」に起因するので、その熱意は「少し穏和にすることさえ必要と思われる」ほどである、と(Hume 1752、110/訳 104)、ヒュームは、この主張を3つの事実によって裏付ける。ここでは、重要な2つの主張を挙げておこう。

第一は、1697年のライスウィックにおける 講和、1713年のユトレヒトにおける講和、 1748年のエクス・ラ・シャペルにおける講和は, すべてもっと早期に締結されえたのにり、そう しなかったために、戦争による損害は必要以上 に拡大されることになったという事実である (Hume 1752, 110-11/訳 104). したがって、 ヒュームは,ブリテンの「勢力均衡」政策を「慎 慮」の結果ではなく「自身の軽率な熱狂」から 生まれたものであり、「嫉妬深い競争心」に基 づいていると主張する. ヒュームは、明らかに この主張においてブリテンの「勢力均衡」政策 を古代史の洞察から得られた枠組みに当て嵌め ており、したがって、その枠組みが18世紀の ブリテンにも妥当すると考えていたということ ができる.

第二は、「先の議会の始めに下院が行った党派的な票決と、我が国のもつ公然の気質のために、ハンガリー女王[マリア・テレジア]にその条件を固く守らせる破目となり、ヨーロッパの全般的な平穏をただちに回復できたと思われるプロシアとの協定を妨げてしまった」という事実である(Hume 1752, 111/訳 105; [ ] は訳者).

ヒュームは、「勢力均衡について」を終わるにあたり、特定の一国がヨーロッパを征服する「巨大な君主国」となった場合に、それがたどる「一般的な成り行き」について解説する。ヒュームによれば、「巨大な君主国」は「人間本性にとって破壊的」であるか、あるいは「人間本性の向上を阻む」、というのは、「巨大な君主国」として君臨するようになると、従来その国の他国への侵略を支えた「軍事的精神」は、衰退の一途をたどるからである(Hume 1752,112-13/訳 106-07)、「軍事的精神」は、国が巨大になればなるほど、その宮廷や首都などの統治の中心から離れた遠隔地で発揮されざるを得なくなり、その国の国民は「遠く離れた野蛮な辺境に赴くことになる軍務」を引き受けるこ

とを忌避するようになる。そうなると、軍隊は、「熱意も愛着も名誉心」とも無縁になり、「機会があれば、常に君主を裏切る」ような「絶望的な不満分子」になりがちな「外国人傭兵」により維持される事になる(Hume 1752, 113/訳106-07)。

従来の研究は、「勢力均衡」に関するヒュー ムの議論が、ブルボン王家による「世界君主政」 の樹立を危惧する文脈の中でなされていること を明確化してきた. ロバートソンは、ヒューム の「勢力均衡について」を、イングランド・ウィッ グ主義の対外政策に対する落胆として把握した (Robertson 1993, 350). ヨーロッパにおいてブ リテンが果たした役割は、「ヨーロッパの全般 的自由の守護者」としてブルボン王家による「世 界君主政」の樹立を阻み、ヨーロッパにおける 勢力均衡を保つことであった。その意味で、ブ リテンの軍事行動は正当化された2). 各国の勢 力均衡政策が互いに抑制し合い、その結果とし て、国際秩序が形成される.この国際秩序によっ て、ヒュームが各国間相互の、すなわちヨーロッ パ規模での文明社会の進展にとって不可欠の要 素であると理解した各国の自由・独立がもたら される (高橋 2004.110-16). しかし. ブリテ ンは「商業的な独占を保つために」アメリカと の戦争に突入した. ロバートソンらによれば. このような商業的な帝国の建設を想起するよう なブリテンの政策が、ヒュームに商業的な世界 君主国の誕生を危惧させた(Robertson 1993. 372; 高橋 2004, 108).

しかし、「勢力均衡」に関するヒュームの議論を十全に理解するためには、ヒュームが党争をブリテンにおける財政逼迫の一要因と見なしていたこと、くわえて、当時のカントリ派がブリテンの常備軍を危険視していたことを、合わせて考えなければならないように思われる。

既述のヒュームが言及した「党派的な票決」は、1742 年 12 月 に 行 わ れ た(Hume [1777] 1985, 339-40, note 3)<sup>3)</sup>. 1742 年 2 月, ウォルポー

男爵(後のグランヴィル伯爵)とウィリアム・ パルトニであった. 二人は、ウォルポールの与 党ウィッグと対立した野党ウィッグの指導者で あった. 両者とウォルポールとの決定的な違い は、下院に対する支配力であった、ウォルポー ルは下院を自ら統率することができた.しかし. カータレット男爵は貴族であったし、パルトニ も 1742 年 7 月に叙爵してバース伯爵となった. パルトニは、1742年2月に大臣職への要請 を断り4)、スペンサー・コンプトン(初代ウィ ルミントン伯爵) が第一大蔵卿 (First Lord of the Treasury) に就任した. 1742 年 7 月以降, カー タレット,バース,ウィルミントンは上院に属 したため、下院を直接統率できなかった. した がって、下院の統率は、「ウォルポール系でグ ランヴィルらにとっては政敵であるペラムに委

嘱せざるを得なかった」(松園 1999, 34).

ルの辞任後、権力を掌握したのはカータレット

カータレットとパルトニを中心とした政権 は、ウォルポール政権時における与党ウィッグ と野党ウィッグによる連合政権であった. しか し、与党ウィッグと野党ウィッグは、必ずしも 一枚岩ではなかった. 野党ウィッグには, 与党 ウィッグとの連合に反対するウィリアム・ピッ ト(大ピット)を擁する一派もいた. それゆえ, 当時の政権運営は非常に不安定であった. その ような中で、ハノーヴァ選帝侯から1万6千の 陸軍を引き受け(Hume [1777] 1985, 339-40, note)、イギリスがその費用を負担する法案が 提出されたので、「内閣不統一が露見するのを 怖れたペラムらはこの法案に賛成した」のであ る (松園 1999, 34-35). だとすると, ここで ヒュームが批判するのは, ウィッグ, トーリ, コート. カントリという個別的な党派そのもの ではなく、ウォルポール系コート派ウィッグと グランヴィル・パルトニ系カントリ派ウィッグ の政権を維持しようとする「党派的利益による 票決 ということになる、ヒュームは、党派的 利益によって「国家の偉大さと国民の幸福」の 増大に反する決議がなされた点を批判している のである.

しかし、グランヴィルとパルトニの政権は長くは続かなかった。1743年7月にコンプトンが亡くなった後、ウォルポール系コート派ウィッグのペラムが第一大蔵卿に就任した。ペラム以降、再びコート派ウィッグが権力を掌握した。つまり、ウォルポールの退陣以降も、ブリテンの権力の座をコート派ウィッグが占めていた。上に述べた「党派的利益による票決」と1740年から1748年まで続いたオーストリア継承戦争は、「常備軍」に対するカントリ派の批判を呼び起こした。ディキンソンは、この間のブリテンにおける国制の均衡にカントリ派が果たした役割を明らかにしようとした研究のなかで、次のように指摘している。

恩顧授与と腐敗を主たる手段として、コート派は議会の独立をむしばみ、したがって臣民の自由を侵食できたと見なされているけれども、カントリ派は、コート派の自由裁量下にある傭兵常備軍の存在が引き起こす脅威を、恩顧授与や腐敗とほとんど同じくらいに警戒していた。(Dickinson 1977, 184/訳 190)

この引用文の「傭兵常備軍」には「必ずしも信頼できない」外国人傭兵が含まれており、「絶対君主の道具としての、名誉革命原理に反するものとして」常備軍を危険視するカントリ派は、依然として健在であった(Dickinson 1977, 184-85/訳 190).

ヒュームは、論説「商業について」において、「国家の海外領土を拡張し、遠隔の諸国民に自らの声望を広め」ようとする「主権者の野望」を、個人の奢侈を妨げるものとして警戒していたら、このヒュームの主張を「勢力均衡」政策に関するヒュームの認識を重ねて理解すると、ヒュームは次のように警告していたように思われる。すなわち、戦争の「補助者」であったは

ずのブリテンが、「主権者の野望」に駆られて「人類の保護者」としての地位を放棄し「侵略者」となれば、ブリテンのこの行動は個人の奢侈を妨げるにとどまらず、「一般的な成り行き」としてブリテンの国家転覆という危機的状況を招く、と.

### III 公信用による統治組織の崩壊

ヒュームによれば、平時に必需品および財産を蓄え、戦時に臨時課税や借り入れに頼らないことは、古代の普通の慣行であったが、いつの間にか国家の歳入を抵当に入れ、戦費を調達する方策が一般化した(Hume 1752, 123/訳119).

論説「公債について」におけるヒュームの目 的は、国家の歳入を「抵当」に入れるような方 策の「一般的な成り行き」を示すことである. ヒュームはこの主題に対して、その方策が「国 内経営のうえで、商業と勤労に与える影響 | と 「対外交渉のうえで戦争と交渉に及ぼす影響」 を明確化し、両者を比較考量するという接近手 法を用いる. ヒュームによれば、「公債」は利 子収入をもたらすので、商人がそれを保有する 場合には、より低利潤で商業活動が可能になる (Hume 1752, 128-29/訳 124). 低利潤での商業 活動は財貨の低価格化をもたらし、そうなれば 消費の増大が可能になるので労働が促進され る. この限りで、「公債」は「技術と勤労を社 会全体の隅々にまで広げるのに役立つ | ヒュー ムはこのように理解した (Hume 1752, 128-29/訳124).

ヒュームは、主として「公債」が「国内経済」に与える害悪を列挙している。 ヒュームは、「公債」の害悪として、次の5つを指摘する。 第一に、国債は、それがもたらす商業上の利益と、ロンドンに与えられている特権とによって、人口と富をロンドンに集中させる。 第二に、公債は「一種の紙幣信用」であるから、供給過剰は、食料品と労働を高価にする。 第三に、公債の利

子を支払うために賦課される税は,勤労を妨げ、 貧民階層への抑圧となる. 第四に,「外国人が わが国債の一部を保有する時には、彼らはある 意味でわが公共を彼らに従属させ. やがて我が 国民とわが国の勤労との移転を引き起こすかも しれない」(Hume 1752, 131/訳 127). 第五に、 「公債の大部分は、公債からの収入で生活して いる怠惰な国民の手中に常にあるから、この観 点からすれば、わが公債は、無益な非生産的な 生活を大いに奨励する」(Hume 1752, 131/訳 127). これらの「経済的」な害悪を指摘した ヒュームの意図は、「公債」によって「戦争や 外交折衝において他の諸国家とさまざまな交渉 を行う、政治体と考えられる場合の国家」が被 る損害が,「経済的」害悪を越えていっそう甚 大であることを明確化することにある (Hume 1752, 131-32 / 訳 128). すなわち, ①「夢想的 な〔公債の〕償還計画」を実行することによっ て国家組織が機能不全となる「医者による死」. ② 国家が債務を破棄せざるを得ないほどに公 債が累積し、破算国家となる「自然死」、③公 債問題の直接的解決にとらわれ「勢力均衡」政 策を疎かにすることによって他国に侵略され国 家が滅亡する「暴力死」が、それである(Hume 1752, 135-41 / 訳 134-38).

『人間本性論』において、統治組織の成立は、「富と所有財産」の増加と関連づけられている。 ヒュームは、初期の社会では人々が掠奪を企てようのないほど「財貨や生活上の快楽」に関して一様に貧しいと考えており、そのような社会では統治者あるいは統治組織は生じない(Hume [1739-40] 1978, 539-40/訳(3) 97-98).「富と所有財産」の増加によって所有の不平等が生じると、略奪がなされるようになる。略奪は、人間本性の狭隘さにその根拠をもつがゆえに矯正不可能なので、略奪よりも自己利益を増進するものがこれを抑制することになる。ヒュームは、人間を観念連合の原理によって生じる情念に対して抗い難い存在として把握した。それゆえ、 ヒュームは、結果的にもたらされる社会秩序の利益よりも、より直接的に諸個人に関係する動機を示さなければならなかった。統治組織は、「処罰の執行と判決」によって(Hume [1739-40] 1978,538/訳(3)96-97)、実際に正義の法を強制するだけでなく、正義の法を遵守する直接的な利益によって諸個人を動機づけるという意味で、ヒュームの社会秩序論に必要不可欠なのである。

しかしながら、「自然死」とは所有権を守るべき統治組織が、国民の所有権を侵すことにほかならない、ヒュームは、この「正義の停止」の議論を、『道徳原理の研究』において明確に展開した(坂本 2011, 84-85).

社会があらゆる日常の必需品の非常な不足状態に落ち入り、極度の節約と勤勉を以ってしても、大多数を死滅から、また全体を極端な悲惨から守ることができないと想定しよう、このような差し迫った非常事態の際には、正義の厳格な法律は停止され、必要と自己保存といういっそう強力な動機に席を譲ることは容易に承認されると思う。(Hume 1751, 38/訳 23)

この章句は、ヒュームが『道徳原理の研究』において、「社会的効用が正義の唯一の起源であること、そしてこの美徳の有益な結果についての反省が、その価値の唯一の基礎である」ことを例証する文脈のなかで書かれた(Hume 1751,33/訳 19; 傍点部はイタリック). つまり、社会全体が危機に瀕する場合には正義は停止される. その結果、統治組織は社会を構成する人全員の所有権に対する侵害が緊急避難的に認められるのである。

ヒュームは, ブリテン人は自らの利益に関する推論に長けているので, 無謀な償還計画には応じないだろうと推察しているが (Hume 1752, 137/訳 135), 人に必ず死が訪れるように, ブ

リテンにもいつか必ず「自然死」か、あるいは 「暴力死」が訪れることを危惧していた.

ヒュームがこのように考えたのは、① 政府が公債を償還するほど「厳格で着実な倹約を行う」ことや、ヨーロッパにおける長期間の平和が望み得ないからであり、② 仮に、平和が続いたとしても、一方で、「貨幣階級」(money'd interest) は償還によって手に入る貨幣の「有利な使用法」を知らないために償還を受けたがらず、他方で、地主階級(landed interest)は「償還のために必要な租税の継続を嫌う」ため、大臣は「償還」を推進しないからである(Hume 1752, 134/訳 133).

そうだとすると、膨大な債務の償還は望み得ない。確かに、ブリテンは、公債が右肩上がりに累積し、他方で、必需品に対する課税が貧民を圧迫しており、まさにヒュームが示した国家の滅亡へと至る可能性があった。ヒュームは「自然死」へと至る運命に身を委ねたのであろうか。

ヒュームによれば、「国家の偉大さとその国民の幸福」の相互の増進と、「商業」とは不可分である。ヒュームは、国民を「農民」と「手工業者」から成ると把握するが、初期段階の社会では、「農業の諸技術が社会の最大部分を雇用する」(Hume 1752, 4-5/訳6)、ヒュームによれば、生産技術は「時の経過と経験」によって進歩するので、農産物の産出量は次第に増大し、容易に多くの人々に生活の糧を提供するようになる。そうなると、それまで農業に従事していた労働人口には余剰が生じる。彼らが奢侈品の生産に携われば、農産物との交換すなわち商業が促進されるとともに、社会的には享楽が増大する。このようにして国民の幸福は増大していく。

ヒュームは、奢侈産業の拡大・発展を国家危急の際に生活必需品の産出に影響を及ぼすことなく「国民の奉仕(service of the public)」に転用可能な「労働」の増大と把握することで、「国家の偉大さとその国民の幸福」の対立を回避し

た. ヒュームのいう「勤労」と「知識」と「人間性」の洗練と、それらによる生産技術の洗練には、物事の仕組みや道理を理解する過程と、その過程で得た「知識」を応用する過程がある。したがって、ヒュームは、「勤労」と「知識」と「人間性」の洗練によって人々の「理性」が洗練され、それが「統治術」に応用されることで「統治術の知識」も洗練されると把握していたといえよう。ヒュームは、「勤労」・「知識」・「人間性」・「生産技術」の洗練が、「統治術の知識」をも洗練すると理解したが故に、「国家の偉大さと国民の幸福」を相互に増進する論理を構築し得たように思われる。

論説「租税について」におけるヒュームの議論は、「すべての新しい租税は臣民のうちにそれを支払う新しい能力を作り出し、したがって、公共の負担の各々の増加は、国民の勤労を比例的に増加させる」という命題をめぐって展開される(Hume 1752, 115/訳 109).

ヒュームは、まず消費税について考察する. ヒュームは、消費税が課された場合に、貧民が 納税できるようになる事態を3つ挙げる. 貧民 は、節約するか、賃金を引き上げるか、あるい は労働量を増加させるかである。 ヒュームは、 「租税が穏当で、徐々に課され、生活必需品に 影響しない時には」、貧民は労働量を増加させ、 それが「彼らを富裕かつ勤勉にする」と主張す る。この主張をヒュームは、ネーデルランド連 邦やイングランドが、生産活動にその「気候 | が適さない産物があったからこそ「海運上の位 置の利点」を生かして貿易を発達させた例など を挙げ、「商業の最も発達した国民」は、「多く の自然的不利のもとで労働してきた」という歴 史的事実の解釈によって裏付ける (Hume 1752, 115-16/訳110). ヒュームは、自然の制約が 勤労に有益であるように、穏当な「租税」とい う「人為的負担」もそれと同じ効果を持つと主 張する. それに対して. 「法外な重税は. 過度 の窮乏と同じく、絶望感を生み出すことによっ

て勤労を破壊する」と警告する(Hume 1752, 117-18/訳 111-12).

勤労を増大させる穏当な「租税」に関して、ヒュームは、「奢侈財」に課税される消費税を「最上の租税」と評価する. というのは、納税者は自らその消費量を決定できるからである(Hume 1752, 119/訳 113). 商工業者も地主も、相互に租税を相手に負担させようとするが、皆が租税負担から免れようとするので、結局、商工業者と地主で負担を分かつことになる.

「富が少数者に独占」されている場合、かれらが社会を維持する負担の多くを担わなければならない。しかし、「富が多数の人に分散」されていれば、「租税は誰の生活様式にもさほど目立った相違を生みださない」。また、「富が少数者に独占」されると、かれらが権力をも独占しかねない。そうなれば、かれらは社会を維持する「全負担」を大多数の貧民に押しつけようとするだろう。こうした抑圧は大多数の貧民の労働意欲を削いでしまう。だが、労働者と職人が、「豊かな生活様式に慣れて」いれば、「租税の全負担を彼らに担わせることはたやすい」(Hume 1752, 18-19/訳 16-18).

このような過程で、社会の担税能力が増して いくことが森やロバートソンによって鋭く指摘 されている (森 2010, 203; Robertson 1983, 157/ 訳 254-55). ヒュームは, ブリテンの危機に対 して、1752年の『政治論集』において奢侈の 享受が増加してゆく「文明社会 | 発展の論理構 造を示し、奢侈財に対する消費税導入を提案す ることで国家を堅持するための財政的な裏付け を示したように思われる.「文明社会」の展開・ 発展に伴って増大する歳入によって政府が「償 還 | を進めなければ、ブリテンはいずれ必ず「自 然死」や「暴力死」に至ると警告しているので ある。このように理解するためには、ヒューム が当時の現状をいかに認識していたのかが明ら かにされなければならない. なぜなら. ヒュー ムは、ブリテンの公債累積の問題が「自然死」

によってしか解決できないと論じているからで ある<sup>7</sup>.

# IV ヒュームにおける消費税の重視 の歴史的背景

生活必需品への課税を批判し、奢侈財への消 費税導入を唱えたヒュームの「租税」論は. 1730年代から始まったブリテンの税制改革を めぐる議論と密接に関連しているように思われ る. 1730 年代初頭. ウォルポールは地租の漸 次的な減税と引き換えに、塩をはじめとする生 活必需品に対する消費税導入を全院委員会(a Committee of the whole House) に提案した(House of Commons 1742-44, 159-61). だが, 「企業家 精神に富み、商工業に進出を図っていたウィッ グ貴族にとって、ウォルポールの消費税計画は 塩、煙草、ワインにとどまらず、ついには一般 消費税へと拡大することが懸念され」、反対し た与党ウィッグに属する政治家たちは、政権か ら離脱した(松園 1999, 22). 彼らは、1727年 に連携を表明したボーリングブルックを中心と するトーリとパルトニを中心とする野党ウィッ グからなる政党連合(Coalition of Parties)に加 わった (Caleb D'Anvers 1731, 248-53). これは、 ウォルポールを中心とするコートとボーリング ブルックおよびパルトニらを中心とするカント リとの対決構図がはっきりとしたことを意味す る. しかし、必ずしも政党連合に属する政治家

たちが、常に消費税増税に反対していたわけではなかった. 1700 年代以降、消費税は、数多くの対象に課税された. その対象は、胡椒やレーズン、麦芽、ホップ、蒸留酒、ろうそく、片栗粉、石鹸、皮革製品、紙、新聞の印紙税など、多岐にわたった(Holmes 1993, 432-33; Holmes and Szechi 1993, 369). つまり、1730 年代における彼らの消費税反対は、「政治的な戦略の面も」作用していたのである(松園 1999, 26). ヒュームの租税に関する主張は、フォーブズが指摘するように、「ウィッグ主義やトーリ主義、コートないしカントリ的な共感と親近感、あるいは『保守主義』に主要な関わりを持つわけではない」(Forbes 1975, 139-40/訳 190).

田中は、コート・カントリ論争と絡めてヒュームの政策的批判を問題にしたが、その意図は、コートとカントリあるいはウィッグとトーリというイデオロギーによってヒュームの思想を理解しようとすることの狭隘さを暴くことにあったように思われる。田中の研究は、ヒュームの政治哲学と経済論の統一的な解釈を提示した。田中は、ヒュームの公債論が彼の「近代的生産力発展の論理」を前提としていることを看破し、それをブリテンの政体の「維持・発展を目的として公債政策の誤りを正そうとするもの」と指摘した(田中1989、82)。そうだとすると、ブリテン政体はどのように維持され、発展してゆくのであろうか。

表1 名誉革命後からアメリカ独立戦争までのブリテンにおける戦時財政状況 [House of Commons Papers, 1868-69 より筆者作成]

	総純収入			起債総額			総支出			償還総額		
	(total net income)			(total raised by creation			(total expenditure)			(total applied to the		
				of debt)						reduction of debt)		
	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.
1688-97	32,766,755	3	3	39,297,475	9	10	49,108,882	1	4	22,744,085	19	3
1702-13	64,244,527	12	5	72,265,402	19	6	93,206,638	8	4	42,860,320	11	6
1739-48	64,229,958	15	4	54,071,220	19	2	87,789,478	19	5	30,051,134	11	0
1756-63	69,130,707	10	3	91,729,500	8	3	126,253,050	9	8	33,411,007	9	2
1776-83	97,216,316	16	0	123,094,275	0	11	168,117,126	19	4	51,280,841	8	7
計	327,588,265	17	3	380,457,874	17	8	524,475,176	18	1	180,347,389	19	6

表1は、アウグスブルグ同盟戦争からアメリカ独立戦争(1775-1783)までのブリテンの財政記録(House of Commons Papers, 1868-69)をまとめたものである。『政治論集』初版が出版される以前の戦争、すなわちアウグスブルグ同盟戦争、スペイン継承戦争、およびオーストリア継承戦争の間、総支出額に対する純収入額の割合はそれぞれ70%前後であり、その間に起債総額から償還総額を差し引いた残債総額は約7億ポンドも増大した。『政治論集』初版出版後に勃発した7年戦争では、起債総額がよりいっそう増大し、総支出額に対する純収入の割合は約55%にまで低下した®。

歳入の内訳に目を向けると、消費税収入が歳入に占める割合は 1733 年に 55% に達していたし、消費税収入の絶対額も 1713 年以降増加の一途をたどっていた (Brewer 1989, 99/訳 107).

ここで、「勢力均衡について」において、ヒュームが特定の一国による支配を妨げる「称賛すべき過剰な熱意」を裏付けた3つ目の事例を見てみよう。それは、ブリテンが「ただ補助者にすぎない戦争において、わが国の歳入を非常に高い利率で抵当」に入れたという事実であり、ヒュームはこの事実を、「最も致命的な思い違い」と強く批判している(Hume 1752, 111/訳106)。この批判は、戦費を公債によって調達したことに向けられていることは明らかである。注目すべきは、次に続く章句である。

借り換えという例の救済方法は、それが治療薬であって、猛毒などではないとしても、絶対絶命になるまで取っておくべきであり、最も重大かつ緊急の害悪以外に、そのような危険な手段をとる気にわれわれをさせる害悪はない。(Hume 1752, 112/訳 106)

注目すべきは、ヒュームが「借り換え」は「最 も重大かつ緊急の害悪」が生じるまで実行する べきでないとしながらも、公債の累積を「救済」する「治療薬」として評価している点である。ヒュームは、この引用文に登場する「借り換え」の内容を具体的に明示していない。低利借り換えは、1717年以降度々行われた。しかし、もっとも大規模な借り換えは、『政治論集』の執筆時期と重なる1749年から始まったペラムの低利借り換え政策である。ペラムは、債権者であるイングランド銀行・東インド会社・南海会社の強い反発に合いながらも、利子率4%の公債の88%に相当する部分を1750年に3.5%の公債に借り換えることに成功した(Brewer 1989,124/訳130;大倉2000,273)。ペラムの政策によって、ブリテン政府の利子負担は大幅に削減された。

しかし、ヒュームの「借り換え」がペラムの 政策を指しているとするなら、それは「絶対絶 命になるまで」やるべきではなかったというこ とになる。では、「最も重大かつ緊急の害悪」 とは、どのような事態であろうか。すでに見た ように、「勢力均衡について」と「公債について」 を合わせて考えるならば、それは統治組織が滅 亡する事態といえよう。

このように理解してよいとすれば、ヒュームは未だ統治組織が崩壊する情勢ではないと考えていたといえよう. 問題は、そのような情勢でないにも関わらず、実行されてしまったペラムの財政再建政策をヒュームがいかに捉えていたのかということである.

ヒュームは、『人間本性論』において論じているように、① 人間を取り巻く自然環境と諸個人の能力とが、人間の「欲望と必要」を満たすには十分でなく、② 必需品を独立して生産・獲得する諸個人の能力は非常に低い、と考えた、各人が協力し、分業することよって生産性は飛躍的に向上し、ヒュームが自然環境に内在すると理解した財の希少性の解消が果たされる。所有権の保証は、生産性を向上させるための労働意欲を削がないために必須である。それ故、

ヒュームは、社会秩序を守る「正義」を人類存続にとって最も重要なものと理解したのである。ヒュームによると、上に述べたような利益に気づいた人々は、「習慣的合意」(convention)に基づいて、所有の相互不可侵、同意による所有の移転、および約束の履行という規則すなわち「正義」を成立させる<sup>9</sup>.「富と所有財産」が増大してゆく社会では、人間本性の狭隘さゆえに、統治組織の存在なくして「正義」は守られえない。

17世紀以降、中産階級は「商業、産業、資本蓄積」の規模を拡大するために、貨幣に裏打ちされた金融手段を考案した(Wennerlind 2002, 261). 貨幣が交換を媒介するためには、それが交換され続けるという「信用と信頼」が不可欠である(Wennerlind 2002, 261). ヒュームにとって、正義はこの「信用と信頼」とを守るものでもあった. このように、ウェナーリンドは『人間本性論』におけるヒュームの正義論を、近代商業システムを守るものとして把握した. 彼の主張を敷衍するならば、ヒュームの正義論において、近代商業システムを支える「信用と信頼」とを守る役割を担うものこそ、統治組織であるといえよう.

しかしながら、ヒュームは、ヨーロッパにおいて均衡勢力を維持するための戦費調達と、国家債務を償還したがらないブリテンの債権者と債務者の傾向によって、公債の償還は不可能と考えていた。この枠組みの中では、消費税収入が増加の一途をたどるなかで、ブリテン政府の利子負担が大幅に削減されたとしても、それは統治組織の延命に過ぎず、根本的な解決になり得ない。

ヒュームは、「医者による死」を例証する際、アーチボールド・ハチスンの「夢想的な償還計画」を引き合いに出した。すなわち、公債の償還分と利子を各人が比例的に負担し、一挙に返済するというのが、それである。ヒュームは、この計画を次のように批判した。

労働貧民が必要額のうちの比例的な負担部分を一度に前払いすることはできないであろうけれども、自らの年々の消費によって租税の相当な部分を支払うことを、ハチスン氏は考慮しなかったように思われる。(Hume 1752, 136/訳 134; 傍点は引用者)

ヒュームは, 「医者による死」を論じる際に, 「自然死」や「暴力死」を論じたときに設けた ような破滅的な状況を仮定しなかった. 「医者 による死」は現実に提起され、ともすれば本当 に起こり得る問題でもあった. しかし. ヒュー ムがそれに対する批判として真っ先に挙げたの は、労働貧民が消費税によって公信用を維持し ているという事実であった. 労働貧民でさえ相 当の消費税を負担しているならば、経済的に恵 まれた中産階級がそれ以上を負担しているであ ろうことは想像に難くない. つまり、ヒューム は、国民の租税負担によって公信用制度が現時 点では保たれていると理解したのである. した がって、ヒュームは、租税収入によって賄われ る公債の利子支払いを大幅に削減したペラムの 政策を好意的に捉えたのではなかろうか.

ヒュームは膨大な国家債務の累積によって国家破産を危惧しながらも、増大する消費税収入と、延命にすぎないとしても「借り換え」による財政再建に取り組む政府の姿を好意的に捉えた。ヒュームは1752年に『政治論集』が出版された当時の現状を、国家破産に至る情勢にあるとは捉えておらず、社会秩序を危機に晒す根本的な解決を早急には望んでいなかったのである。

ブリテンの国家債務は、7年戦争の戦費調達のために急速に増大した。ヒュームは、その現実を目の当たりにし、7年戦争以降にブリテンの国家破綻に対する危機感をいっそう強め<sup>10)</sup>、「自然死」による早急な解決が必要だと判断した可能性も否定できない<sup>11)</sup>、しかし、『政治論集』初版が出版された 1752 年までのヒュームの議

論は,ブリテン国家の「自然死」を回避し,そ の現状を立て直そうとしたのではないであろう か.

### V おわりに

『政治論集』においてヒュームは、『人間本性 論』で構築した論理を念頭に置きながらブリテ ンの名誉革命後の現実に接近した. その際. ヒュームは,「勤労」,「奢侈と生産技術の洗練」, 「知識」、「自由」を不可欠の環とした「文明社会」 を構想した. この「文明社会」においては、「国 家の偉大さと国民の幸福」とが相互に促進され ることになるはずであったが、同時に、「文明 社会」では「富と所有財産」が増大する一方で、 相対的な貧富の差は依然として解消されないの で、堅固な統治組織による社会的秩序の安定化 が必要であった. 一方で,「勢力均衡」政策に 専ら傾斜し, その財源を公債に求め続ければ国 民に過重な負担を強いることになり、「文明社 会」の論理そのものを破壊しかねない. 他方. 財政再建と国内経済の発展にのみ専念し、国際 秩序の安定化を疎かにすれば、他国の侵略を招 き統治組織そのものが破壊され、国民は他国に 隷属する可能性がある。すなわち、『政治論集』 におけるヒュームの公債問題に関する議論は. 名誉革命後のブリテンの現実が『人間本性論』 で解明した社会秩序構造を危機に晒しているこ とを明確にした.

こうした危機的状況を十分に意識して「租税について」を著したヒュームによれば、先に見たように、社会秩序構造・統治組織の破壊は「暴力死」・「自然死」・「医者による死」のいずれかの形態をとる。「暴力死」は、対外戦争に敗北することによって他国へ隷属することを意味する。公債・財政問題に何の対策も講じずに傍観することは、いっそうの公債累積を招き、やがて国家統治組織は自然に死滅し、社会秩序は維持できない。公債問題について対策を講じるとはいえ、それが誤った措置であればブリテンの

問題はいっそう悪化し、「医者による死」に至る. こうした診断をもとに、ヒュームは公債・国家 の死・社会秩序の破壊の問題に対して、採るべ き施策を「租税について」で論じたのである.

このヒュームの議論を検討し明確にしたように、ヒュームは、「文明社会」の「一般的な成り行き」に従い増進するはずである奢侈に対する課税を強く推奨した。なぜならば、奢侈に対する課税は、「文明社会」を破綻させずに税収を増加させ、財政再建を可能にし、統治組織は存続できるからである。だが、ヒュームは、ブマンにおける「文明社会」の先行きを決しておける「文明社会」の先行きを決してよける「文明社会」の先行きを決してよける「文明社会」の先行きを決してはいなかった。ヒュームは、租税によって堅持される統治組織が適切な政策を実行してこそ、社会秩序は安定化すると理解していたのである。このように理解しても間違いないとすれば、『政治論集』初版までに論じられたヒュームの文明社会論の枠組みは、危機に直面しながらも維持されたといえよう。

『人間本性論』を書いた「哲学者」としてのヒュームは、『政治論集』を書いた「歴史家、時論家」としてのヒュームに指針を与えた。ヒュームは、この指針に従って、「歴史家、時論家」としてブリテンの諸問題を検討した。その結果、「歴史家、時論家」としてのヒュームは、「哲学者」ヒュームが打ち出した文明社会論の枠組みを保障し支持する展望と政策とを打ち出したのである。

川脇慎也:九州大学経済学部

### 注

- 1) ライスウィックにおける講和は 1692 年に提議されたものであったし、ユトレヒトにおける講和は 1708 年にゲルトルイテンベルクで、エクス・ラ・シャベルにおける講和は 43 年に、それぞれ好条件で締結される途はすでに開かれていた (Hume 1752, 111/訳 104).
- 2) ウィランは、世界君主政の議論を、歴史的に 勢力均衡を保つための軍事行動を正当化する議

論と理解している (Whelan 1995, 316-25).

- 3) Hume [1777] 1985, 339-40, note については, 田中秀夫訳『政治論集』京都大学学術出版会, 2010, pp. 105-06, 訳注 3 を参照した.
- 4) この理由について、大倉は次のように推測している。「パルトニは自らが政権を担当することには躊躇い、この要請には応じなかった。このとき彼の胸中には、これまで在野のリーダーとして闘ってきたものが、急に廷臣に転向して宮廷に仕えるのは恥辱である、という感懐が過ったものと思われる」(大倉2000,254).
- 5) ヒュームは、「国家の偉大さ」を軍事力にあると理解している。国家は、余分な人手を軍隊に雇うことによって、威力を拡大しようとする。他方で、国民は、「自らの安楽と便宜に役立つこと」に余分な人手は用いられるべきだと要求するだろうから、「国家の偉大さとその国民の幸福」は対立してしまう(Hume 1752,6/訳6)。
- 6) ホントは、ヒュームとアダム・スミスが、国家が戦争や飢饉などの緊急事態に落ち入った際には、国家による所有権の侵害を認めていたことを例示する文脈のなかで、次のように指摘している。「ヒュームは、現実の飢饉の状況だけでなく『それほど緊急でない必要においても』、為政者が私人の倉庫を解放して穀物を定められた価格で貧民に配給する権利があることを、当然と考えていた。彼[ヒューム]がこの例を用いたのは、『公正ないし正義の規則は人間が置かれた特定の状態ないし境遇にまったく依存する』ことを論じるためであった。」(Hont and Ignatieff 1983, 20-21/訳 24).
- 7) ヒュームにおける「自然死」に至る論理は, 森によって明らかにされている (森 2010, 190-212).
- 8) 名誉革命から 19 世紀初頭にかけてブリテン が参戦した諸戦争に関する財政史的背景につい ては、田中の研究が詳しい. Cf. 田中 1971, 100-07.
- 9) ヒュームも注意を促しているように,「習慣的合意」とは「約定」(promise)ではなく,「共通の利害に全員が気づくことにすぎない」という点に留意されたい. Cf. Hume [1739-40] 1978,

490/訳(3)44.

- 10) ヒュームは、ストラーンに宛てた 1769 年 10 月 25 日付および 1771 年 8 月 19 日付の手紙の 中で、「自然死」をブリテンが財政危機を脱す るための唯一の方策であると述べている. Cf. Greig 1983, vol. II, 210; 248.
- 11) ヒュームの国家破産論あるいは公債論に関する多くの論者は、ヒュームが構想した「文明社会」の力強い社会経済的な推進力を指摘しつつも、「自然死」をブリテンの財政再建に対するヒュームの最終的な処方箋と位置づける点で共通している。Cf. 北村(1981)、竹本(1990a; 1990b)、森(2010)など。

### 参考文献 (訳文は必ずしも邦訳によらない)

- Brewer, John. 1989. The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688-1783. London: Unwin Hyman. 大久保桂子訳『財政 = 軍事国家の衝撃』 名古屋大学出版会, 2003.
- Caleb D'Anvers. 1731. *The Craftsman*. London: Printed for R. Francklin.
- Dickinson. H. T. 1977. Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain. London: Weidenfeld and Nicolson. 田中秀夫監訳『自由と所有―英国の自由な国制はいかにして創出されたか』ナカニシヤ出版, 2006.
- Forbes, Duncan. 1975. Hume's Philosophical Politics.
  Cambridge and New York: Cambridge Univ. Press.
  田中秀夫訳『ヒュームの哲学的政治学』昭和堂,
  2011.
- Greig, J. Y. T., ed. 1983. *The Letters of David Hume*. 2 vols. New York: Garland Publishing.
- Holmes. G. 1993. The Making of a Great Power: Late Stuart and Early Georgian Britain, 1660–1722. London: Longman.
- Holmes, G. and D. Szechi. 1993. *The Age of Oligarchy: Pre-industrial Britain, 1722–1783.* London: Longman.
- Hont, Istvan. 2005. Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective. Cambridge, Mass.: The Belknap Press of Harvard Univ. Press. 田中秀夫監訳『貿易の嫉妬』昭和堂, 2009.
- Hont, Istvan and Michael Ignatieff. 1983. Needs and Jus-

- tice in the Wealth of Nations: An Introductory Essay. In Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment, edited by I. Hont and M. Ignatieff. Cambridge: Cambridge Univ. Press: 1-44. 水田洋、杉山忠平監訳『富と徳―スコットランド啓蒙における経済学の形成』未来社、1990.
- House of Commons, 1742–44. The History and Proceedings of the House of Commons from the Restoration to the Present Time. Containing the Most Remarkable Motions, Speeches, Resolves, Reports and Conferences to be Met with in the Interval . . . . Collected by the Best Authorities . . . . And Illustrated with a Great Variety of Historical and Explanatory Notes. Together with a Large Appendix, Containing Exact Lists of Every Parliament, the Names of the Speakers, Their Several Posts Under the Government; and Other Valuable, Supplemental Pieces, vol. 7. Printed for R. Chandler: London.
- House of Commons Papers; Accounts and Papers, 1868

  -69. Accounts of Net Ppublic Income and Expenditure of Great Britain and Ireland, 1688–1800; Receipts and Issues from Exchequer; Accounts of Gross Public Income and Expenditure, 1801–69.
- Hume, David. [1739-40] 1978. A Treatise of Human Nature: Being an Attempt to Introduce the Experimental Method of Reasoning into Moral Subjects, edited by L. A. Selby-Bigge, Second edition by P. H. Nidditch. Oxford: Clarendon Press. 木曾好能・石川徹・中釜浩一・伊勢俊彦訳『人間本性論』法政大学出版局,2011-2012.
- ---.. 1751. An Enquiry Concerning the Principles of Morals. London: Printed for A. Millar. 渡辺峻明訳『道徳原理の研究』理想社,1993.
- 1752. Political Discourses. Edinburgh: Printed by R. Fleming. 田中秀夫訳『政治論集』京都大学 学術出版会, 2010.
- ----. [1777] 1985. Essays: Moral, Political and Literary, rev. ed., edited by Eugene F. Miller. Liberty Fund. 田中敏弘訳『ヒューム道徳・政治・文学論集[完訳版]』名古屋大学出版会, 2011.
- Pocock, J. G. A. 1985. Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century. Cambridge: Cambridge

- Univ. Press. 田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房、1993.
- Robertson, J. 1983. The Scottish Enlightenment at the Limits of the Civic Tradition. In Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment, edited by I. Hont and M. Ignatieff. Cambridge: Cambridge Univ. Press: 137-78. 水田洋・杉山忠平監訳『富と徳―スコットランド啓蒙における経済学の形成』未来社, 1990.
- —. 1993. Universal Monarchy and the Liberties of Europe: David Hume's Critique of an English Whig Doctrine. In *Political Discourse in Early Modern Britain*, edited by Nicholas Phillipson and Quentin Skinner. Cambridge and New York: Cambridge Univ. Press: 349–73.
- Wennerlind, Carl. 2002. David Hume's Political Philosophy: A Theory of Commercial Modernization. *Hume Studies* 28 (2): 247–70.
- Whelan, Frederick G. 1995. Robertson, Hume, and Balance of Power. *Hume Studies* 21 (2): 315–32.
- 大倉正雄. 2000. 『イギリス財政思想史―重商主義 期の戦争・国家・経済』日本経済評論社.
- 北村裕明. 1981.「D.ヒュームと国家破産」『経済 論叢』128(1・2):92-109.
- 坂本達哉. 1995. 『ヒュームの文明社会』 創文社.
- ----. 2011. 『ヒューム 希望の懐疑主義―ある社会 科学の誕生』慶應義塾大学出版会.
- 高橋和則. 2004. 「ヒュームにおける国際秩序思想」 『政治思想研究』4:99-119
- 竹本 洋. 1990a. 「D. ヒュームの『政治論集』に かんする試論(1)」『大阪経大論集』196:36-107.
- ---. 1990b. 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論(2)」『大阪経大論集』197:21-58.
- 田中敏弘. 1971. 『社会科学者としてのヒューム』 未来社.
- 1989.「ヒュームとコート対カントリ論争」田中敏弘編『スコットランド啓蒙と経済学の形成』日本経済評論社:53-89.
- 松園 伸. 1999. 『産業社会の発展と議会政治―18 世紀イギリス史』早稲田大学出版部.
- 森 直人. 2010. 『ヒュームにおける正義と統治』 創文社.

# David Hume on Tax, Public Credit, and Social Order

# Shinya Kawawaki

This paper explores why Hume wrote essays on tax and public credit in his Political Discourses, in light of the conclusion of his A Treatise of Human Nature. In the Treatise, Hume reached the conclusion that a stable government is needed to maintain the stability of the society, which is likely to be diminished by the various kinds of self-interest of its members. According to his essay on public credit in the Discourses, the British government suffered its public finance crisis due to struggles among political parties and the prevailing policies governing the international balance of power. He worried that the increasing lack of faith in the British government's ability to manage public finance would bring about its collapse. Furthermore, he asserted that should the British government fall, civil society would be unable to subsist. Therefore, he suggested ways for the British government to handle and

overcome its public finance crisis in his essay on tax.

Hume's prescription was as follows: The consumption of luxury should be increased, because individuals always seek luxurious goods to gratify their own desires. Moreover, he advocated encouraging refinement in the arts and manners, because he perceived that this would decrease the price of luxurious goods and increase their consumption and the tax revenue. Thus, Hume considered excise on luxury goods as the best measure for overcoming the crisis.

The reason for Hume writing these essays on tax and public debt lay in his belief that the collapse of the British government needed to be avoided at all costs, in the interests of maintaining social order.

JEL classification number: B 12.